

# 拡充される「教育訓練給付金」の 対象講座についてのお知らせ

厚生労働省では、中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講した場合に、教育訓練給付金の給付割合を引き上げることとしています。

長崎県内の新しい制度の対象となる講座は、以下のとおりです。

厚生労働省のホームページでもお知らせをしておりますので、ご確認ください。

## 【拡充対象となる講座】

### ○平成26年10月開講講座

項番	目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
長崎県内に該当講座はありません。						

### ○平成27年4月以降開講講座

項番	目標とする資格等名称	施設名	講座名	実施方法	昼夜	訓練期間
1	介護福祉士	こころ医療福祉専門学校	介護福祉科	通学	昼間	24ヵ月
2	歯科衛生士	長崎歯科衛生士専門学校	歯科衛生士科	通学	昼間	36ヶ月

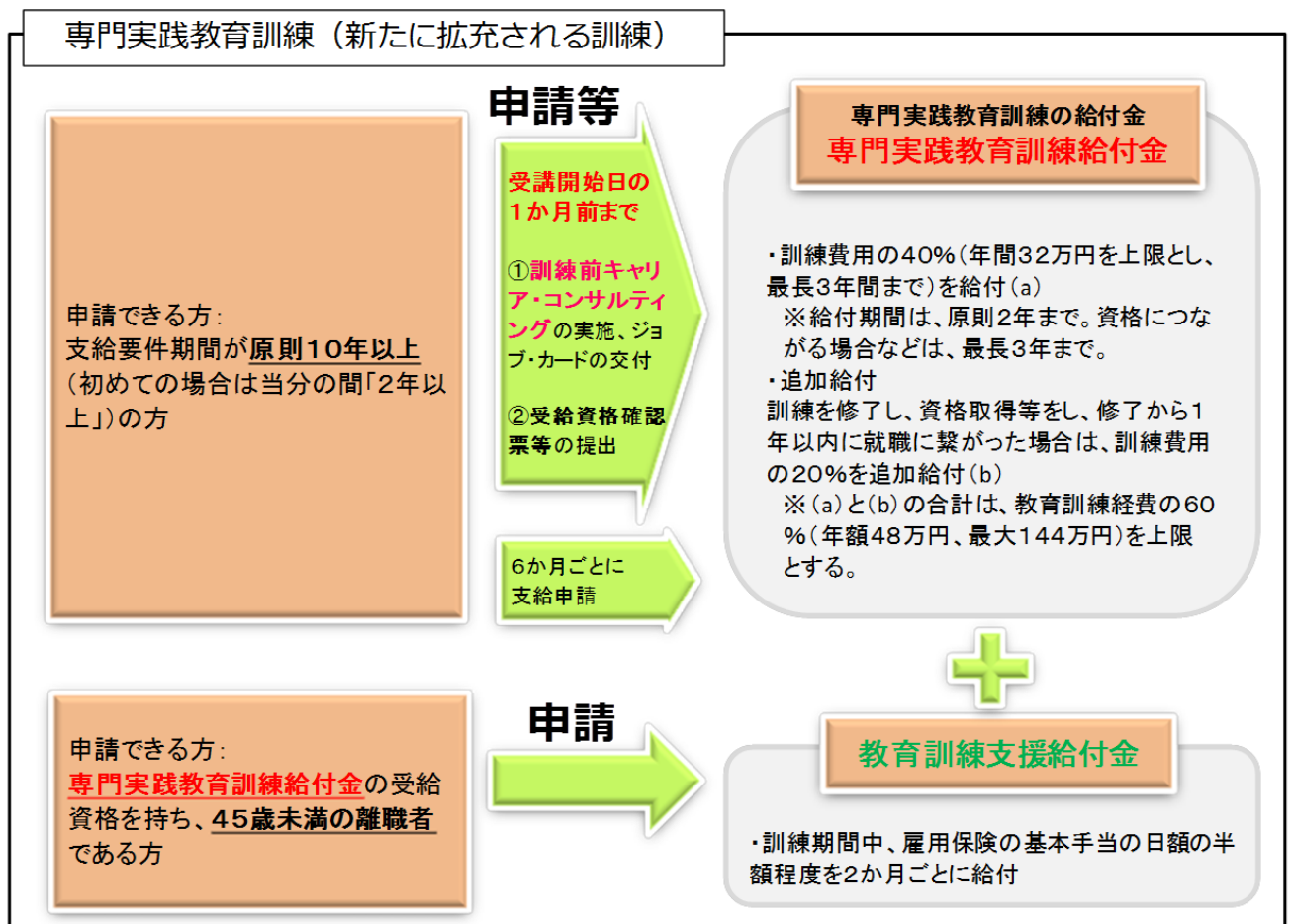
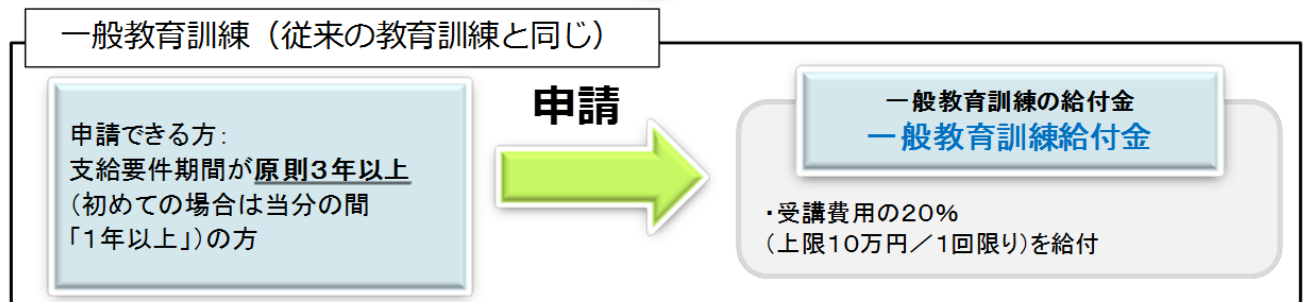
# 平成26年10月1日からの教育訓練給付制度の概要

10月1日以降は「一般教育訓練」と「専門実践教育訓練」の2種類になります。

## 平成26年9月30日まで



## 平成26年10月1日から



※現在、雇用保険の一般被保険者であるか、また一般被保険者であったなど、一定の要件を満たす方が対象。

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）についてはこちらまで

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/career\\_formation/kyouiku/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/)